

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 納税の猶予制度のお知らせ



猶予の要件

■徴収の猶予（地方税法第15条）

徴収の猶予は、納税者が災害を受けた等の事由によって、一時に納税できない場合に納税を猶予する制度で、新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして次のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予が認められることがあります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、道税を一時に納税できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用
- ③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、道税を一時に納税できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- ④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、道税を一時に納税できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

■換価の猶予（地方税法第15条の6）

換価の猶予は、差押えをしている財産、又は今後差押えの対象となる財産を売却し換金することを猶予する制度で、新型コロナウイルス感染症の影響により、道税を一時に納税することができない場合、次のすべての要件に該当するときは、申請により、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

- ① 道税の納税について誠実な意思があること（※1）
- ② 換価の猶予を受けようとする道税以外の道税の滞納がないこと
- ③ 道税を一時に納税することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（※2）

※1 「道税の納税について誠実な意思がある」とは、その道税を優先的に納税する意思を有していると総合振興局長等が認めることができることをいいます。

※2 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお、徴収金を一時に納税することにより、事業を休止し又は廃止させるおそれがある場合などをいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、道税を一時に納税することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

申請の手続

猶予を受けようとするときは、次の書類を総合振興局等に提出してください。

- ① 「徴収・換価猶予（期間延長）申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支の明細書」

猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。

- ③ 「担保提供書」及び担保の提供に関する関係書類（担保の提供が必要な場合）
- ④ 災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）
医療費の領収書、廃業届、決算書など

書類の滅失、病気等による入院などで添付すべき書類を提出することが困難であるときは、総合振興局等にお問い合わせください。

申請の期限

- ① 換価の猶予：猶予を受けようとする道税の納期限から6月以内
- ② 徴収の猶予：申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

猶予の承認又は不承認

提出された書類の内容を審査した後、総合振興局等から猶予の承認又は不承認を通知します。

猶予が承認された場合は、総合振興局等から送付される「徴収・換価猶予（期間延長）通知書」に記載された分割納付（納入）計画のとおりにな税する必要があります。

担保の提供

担保提供できることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱っています。

なお、担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ① 国債や総合振興局長等が確実と認める上場株式などの有価証券
- ② 土地、建物
- ③ 総合振興局長等が確実と認める保証人の保証

猶予期間

短期間に納税できる場合を除き、1年間（※）猶予が認められます。

猶予期間中は原則として各月に分割して納税する必要があります。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、既に猶予を受けている総合振興局等に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と併せて最長2年）。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ① 「徴収・換価猶予（期間延長）申請書」に記載された分割納付（納入）計画のとおりにな税がない場合
- ② 猶予を受けている道税以外に新たに納税すべきこととなった道税が滞納となった場合など

猶予の効果

猶予が認められると次のような効果があります。

- ① 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ② 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

-
- 道税ホームページ で検索

道税のコロナウイルス関連情報のページにアクセス



- 詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。